

# 令和5年度

## 横浜市幼稚園（施設型給付園）・認定こども園（教育利用） 利用案内

この案内では、施設型給付費の給付対象である幼稚園・認定こども園（教育利用）の認定・利用に関する手続きや必要な書類等について記載しています。内容をよく読んで、手続きしてください。

### もくじ

1 幼稚園・認定こども園の利用にあたって.....P.3	8 利用者負担額等について..... P.13
2 申請にあたっての同意事項（重要）.....P.4	9 預かり保育について..... P.15
3 市型預かり保育（愛称「わくわく！はまタイム」）の 利用にあたっての留意事項（重要）.....P.4	10 市型預かり保育（愛称「わくわく！はまタイム」）について ..... P.16
4 給付認定申請について.....P.5	11 市型以外の預かり保育の無償化給付費について ..... P.18
5 認定申請ガイド.....P.6	12 こんなときは必ず申請してください.....P.19
6 申請に必要な書類.....P.8	13 幼稚園・認定こども園の利用に関するQ & A .P.21
7 令和5年度 横浜市給付認定及び利用調整に関する基準（抜粋編集） .....P.11	14 お問い合わせ先..... P.24

令和5年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス（実施年齢）	生年月日
満3歳児	令和 2 年（2020 年）4月2日～令和 3 年（2021 年）4月1日 （令和5年度中に満3歳となり幼稚園を利用する場合）
3歳児	平成 31 年（2019 年）4月2日～令和 2 年（2020 年）4月1日
4歳児	平成 30 年（2018 年）4月2日～平成 31 年（2019 年）4月1日
5歳児	平成 29 年（2017 年）4月2日～平成 30 年（2018 年）4月1日



# よこはま☆保育・教育宣言

## ～乳幼児の心もちを大切に～

横浜市は、保育・教育施設の職員が、何を大切にして乳幼児期の子どもたちと日々関わるのかの基本となる「よこはま☆保育・教育宣言」を令和2年3月に策定しました。

市内全ての保育・教育施設では、日々の保育の中で、それぞれの子どもによさや可能性に気づき、家庭や地域の方と子どもの姿を共有できるように取り組んでいます。

<共有したい子どもの姿・方向性>

### ～今と未来を生きる子どもを育みます～



乳幼児期は、一人ひとりの子どもが自分自身でやりたいことを見つけ、未来を切り拓いていく力をつけていくためにとても大切な時期です。主体的に周りの環境に関わり、夢中になって遊びこむ中で、様々な学びの芽生えが見えてきます。

持続可能な社会の実現に向けて、自らアイデアを生み出したり、問題の解決に向けて他者と協働して解決の方法を考えたりするような、創造的な思考を身につけることができるように、子どもたちの可能性を伸ばしていきます。

子どもたちが自分によさを認識し、可能性を信じていることができるよう、保育者は温かいまなざしを向けます。そして、子どもたちが自分では表現できない思いや考えにも耳を傾け、願いや求めに寄り添って一人ひとりを尊重します。

#### 宣言1 安心できる環境をつくり、一人ひとりを大切に保育します

- (1) 安心感・信頼感を大切に、子どもを守ります。
- (2) 子ども一人ひとりを受け止めます。
- (3) 子どもが様々な人と関わることを大切にします。

#### 宣言2 子どもの育ちと学びを支える主体的な遊びを大切にします

- (1) 乳幼児期の子どもが、豊かで多様な環境と関わりながら育つことを大切にします。
- (2) 夢中になって遊びこむことによる育ちを大切にします。
- (3) 保育者の重要な仕事は一人ひとりの子どもによさを発見し、育てることです。

#### 幼保小の連携 乳幼児期の育ちと学びを受け止め、小学校以降の教育につなげます

- ・乳幼児期の「学びの芽生え」は小学校低学年の「自覚的な学び」の基盤になります。
- ・保育・教育施設と小学校とが顔の見える関係を築き、円滑な接続につなげます。

「よこはま☆保育・教育宣言」は、横浜市ウェブサイトでご覧いただけます。

(表示の検索ワード、二次元コードよりアクセスしてください)



【二次元コード】

保護者のみなさんにも見てほしい動画があります！



よこはま☆保育・教育宣言  
PRキャラクター  
宣言星人 ぴかりん

保育・教育の質向上 横浜市

検索

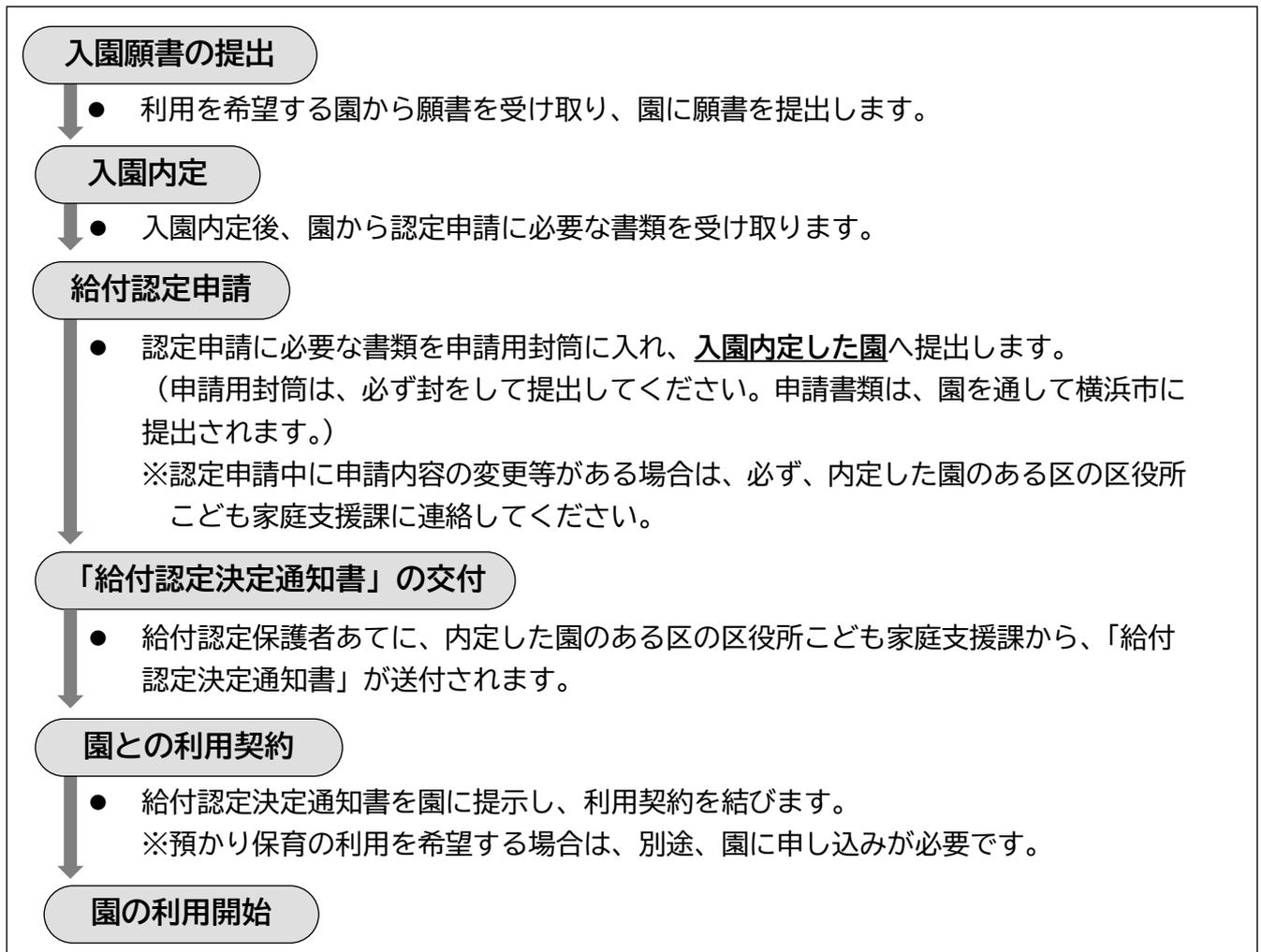
# 1 幼稚園・認定こども園の利用にあたって

## (1) 利用開始前に

利用を希望する園について、あらかじめ利用条件等を確認してください。

※見学をする場合は、事前に日時等について園と相談してください。

## (2) 手続きの流れ



## (3) 預かり保育の利用について

教育時間の前後でお子さんを預けたい場合、園によって預かり保育を実施している場合があります。預かり保育の利用料について無償化給付を受けるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。詳細はP.15「9 預かり保育について」を確認してください。

預かり保育には、2種類あります。

- ・横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（以下、「市型預かり保育」という。）
- ・市型預かり保育以外の預かり保育（以下、「市型以外の預かり保育」という。）

## (4) 満3歳児の利用について

- ① 給付認定（1号認定）を受けることができるのは、お子さんの誕生日の前日からです。
- ② 給付認定（1号認定）の申請をする場合は、誕生日の1か月前を目安に提出してください。
- ③ 満3歳児の市型預かり保育の利用にかかる料金については、P.17の料金表を確認してください。

## 2 申請にあたっての同意事項（重要）

給付認定申請にあたって、次の事項に同意のうえ、申請してください。

- 給付認定申請にあたっては、利用を希望する年度の横浜市幼稚園（施設型給付園）・認定こども園（教育利用）利用案内を確認した上で申請してください。
- 横浜市が、申請書類に記載されている事項、認定区分及び認定期間に関する情報、その他教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者を提供することがあります。
- 横浜市が、給付認定の審査のために、申請に係る児童の保護者の就労先事業者等の関係者に照会を行うことがあります。
- 申請内容が事実と相違した場合は（提出書類の偽造・改ざん等を含む）、横浜市が給付認定を取り消すことがあります。
- 横浜市が、給付認定の審査のために、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第16条（第30条の3により準用される場合を含む）により、必要な情報（地方税関係情報等）について、住民基本台帳、課税台帳その他公簿等を確認する（マイナンバーを用いた情報連携を含む）ことや、他の行政機関等に必要な資料の提供を求めることがあります。
- 子どものための教育・保育給付は、給付認定保護者に代わり、利用する施設・事業者が受領します。また、子育てのための施設等利用給付は、給付認定保護者に代わり、利用する施設・事業者が受領することがあります。
- 令和5年4月認定開始（変更）の場合、給付認定事務が集中し審査等に日時を要するため、提出された給付認定申請については、令和5年3月末までに結果を通知します。
- 申請内容によって、他の申請区分の認定を変更する必要がある際には、当該認定を変更します。
- 法第30条の4 3号認定を申請するにあたっては、市町村民税世帯非課税者に該当することを申告します。

## 3 市型預かり保育（愛称「わくわく！はまタイム」）の利用にあたっての留意事項（重要）

- 市型預かり保育（愛称「わくわく！はまタイム」）は、保育の必要性がある場合にご利用いただく事業です。利用にあたっては、就労・病気・けが・妊娠中の体調不良・出産後の休養・介護等により保育が必要な範囲での利用となります。
- 保育の安全性の観点から、保育者が確保できない場合には、ご利用をお待ちいただくこともありますので、新規利用の場合は、早めに園にご相談ください。
- 事業の詳細については、P. 16、17をご確認ください。

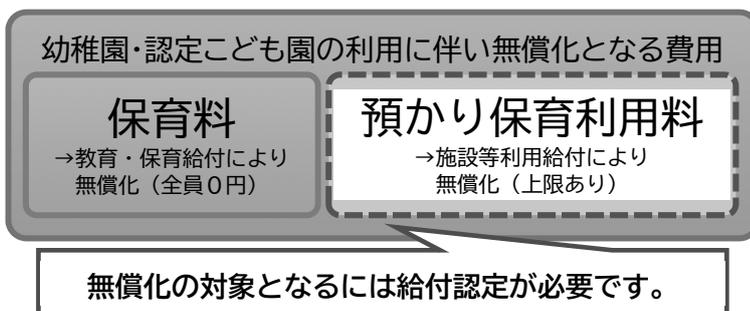
## 4 給付認定申請について

### (1) 無償化給付を受けるために

横浜市にお住まいの方が、幼稚園・認定こども園（教育利用）を利用するためには、利用前に、横浜市から、「教育・保育給付認定」や「施設等利用給付認定」（以下、「給付認定」という。）を受ける必要があります。

教育時間部分の保育料については、全員が、また、預かり保育等を利用した場合に必要な利用料については、保育の必要性の認定を受けた方が、幼児教育・保育の無償化による給付（以下、「無償化給付」という。）の対象です。（給付費の支給方法は、P.15～18を確認してください。）

※ 申請受理日より前にさかのぼって給付認定を受けることはできません。  
（申請受理日は、区役所が申請書を受理した日です。）



### (2) 給付認定保護者

給付認定を受けるためには、給付認定申請を行います。審査の結果、給付認定を受けることとなった場合、給付認定申請書の「② 給付認定保護者になる保護者（申請者）」欄に記載のある保護者が、「給付認定保護者」となります。下枠内に示しているように、すべての手続きは、「給付認定保護者」が行います。（保育の必要性の審査については、保護者全員が対象です。）

- ・原則、書類内容等について確認がある場合は、「給付認定保護者」へ連絡をします。
- ・原則、申請や届出等、認定後の手続きができるのは、「給付認定保護者」です。
- ・原則、横浜市から郵送物等を送る際の宛先となります。
- ・原則、無償化給付費の請求時の申請者及び給付時の支給先となります。
- ・給付認定保護者を変更する場合には、必ず本人の同意が必要になります。

※ きょうだい児がいる場合は、原則、同じ保護者で申請してください。

※ 一度決定した給付認定保護者を変更する場合は、変更前の給付認定保護者の同意が必要になるなど、通常の認定変更とは異なる手続きが必要ですので、給付認定保護者として申請書に記載する保護者の方を決定する際には、くれぐれもご留意の上、申請してください。（※給付認定保護者の変更はP.20参照）

### (3) 給付認定申請の結果について

給付認定が認められた場合、横浜市が給付認定申請書を受け付けた日から30日以内に、給付認定決定通知書※が交付されます。

ただし、令和5年4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、締切日までに提出された給付認定申請の結果は令和5年3月末までに交付します。

※ 給付認定決定通知書には、認定区分、給付認定の有効期間、保育を必要とする事由等を記載しています。

※ 給付認定決定通知書を紛失した場合は、園のある区の区役所こども家庭支援課へ申請することで再交付できます。

## 5 認定申請ガイド

### (1) 無償化給付を受けるために

申請時の給付認定には、4つの認定区分があります。預かり保育等の利用希望や保護者の状況に応じて、申請する認定区分が異なります。詳細は、次ページを参照してください。

記号	認定区分	認定の種類	保育の必要性
ア	法第19条 1号認定	教育・保育給付認定	なし
イ	法第30条の4 1号認定	施設等利用給付認定	なし
ウ	法第19条 2号/3号認定	教育・保育給付認定	あり
エ	法第30条の4 2号/3号認定	施設等利用給付認定	あり

※ エは、年齢に応じて「2号認定」「3号認定」に分かれますが、申請する認定区分は同じです。

※ エのうち、「3号認定」は、満3歳児の市民税非課税世帯等で保育の必要性のある方が対象です。

※ 給付認定保護者とその配偶者（ひとり親の場合は父または母）の市民税（所得割額・均等割額）が非課税の場合は、同居の扶養義務者（祖父母等）を算定対象に加えることがあります。

### (2) 保育の必要性の認定 ※2号/3号認定を希望する場合のみ、保育の必要性の確認を行います。

保護者のいずれもが以下に示すような状況により保育を必要とする場合に、横浜市が保育の必要性を認定します。（認定基準の詳細は、P.11、12を参照してください。）

※ 保育の必要性の認定基準を満たさないときは、求職中認定となる場合があります。

保護者の状況	給付認定の有効期間
会社や自宅を問わず、月64時間以上働いているとき※1	最長、就学前まで
妊娠しているとき、出産の準備や出産後の休養が必要なとき	※2
病気・けがや障害のため保育を必要とするとき	最長、就学前まで
病人や障害者、要介護者を月64時間以上介護しているとき	最長、就学前まで
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき（求職中）※3	3か月以内
大学や職業訓練校などに月64時間以上通っているとき	通学期間中
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	最長、就学前まで
育児休業中に預かり保育の利用を継続するとき※4	育児休業が終了するまで

#### ※1 復職前提の就労認定について

・預かり保育等の利用が決まった場合には、認定開始月中に育児休業を終了し、認定開始日の翌月1日までに復職する必要があります。

（例）4月1日認定開始の方は、4月1日～4月30日までの間に育児休業を終了し、5月1日までに復職する必要があります。復職せず育児休業を取得し続けた場合、就労事由として認定ができず、預かり保育に係る無償化給付を受けることができなくなります。

#### ※2 出産事由の認定の有効期間について

・出産事由における給付認定の有効期間は、妊娠が判明し、母子手帳の交付を受けた保護者が希望する日から、出産または出産予定日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間が該当します。

（例）出産予定日が9月6日の場合、「出産予定日から起算して8週間後の日の翌日」は11月1日であるため、認定有効期間の終期は11月30日となります。

#### ※3 求職中の認定について

・認定基準を満たすことを証明する書類（月64時間以上就労することを証明する「就労証明書」等）を提出せず、認定期間の満了を迎えた場合、預かり保育に係る無償化給付を受けることができなくなります。

#### ※4 育児休業中の給付認定について

・育児休業中に預かり保育の利用を継続するときは必ず、「P.22<<注意>>」を確認してください。

### (3) 申請する認定区分【給付認定申請書を記入する際に必ず確認してください】

幼稚園・認定こども園（教育利用）を利用する場合、預かり保育等の利用希望や保護者の状況に応じて、「申請する認定区分」や必要な手続きが異なります。下記フローチャートを確認してください。（フローチャートの結果を、給付認定申請書の「申請する認定区分」欄に✓をつけてください。）

※注意 保育所等を併願するときは、この利用案内で示している手続きとは別に、保育所等の認定・利用申請が必要です。詳しくは、「令和5年度横浜市保育所等利用案内」を確認してください。

《スタート》

預かり保育等※1を利用しますか？

いいえ

認定区分  
「ア」

※1 預かり保育等とは？

市型預かり保育、市型以外の預かり保育、認可外保育施設、一時保育、横浜市子育てサポートシステムなどを指します。

はい

利用するサービスは次の①②のどちらですか。

①市型預かり保育→**A**へ

②市型預かり保育以外のサービス→**B**へ

#### A 市型預かり保育を利用する

(2)の給付認定における保育の必要性を満たしますか？

はい

いいえ

認定区分「ア」

※市型預かり保育は利用できません。

市型預かり保育の利用要件（P.16）を満たしますか。

いいえ

はい

認定区分「ア」

※市型預かり保育の利用には、別途、園での手続きが必要です。P.17も確認してください。

以下のどちらかにあてはまりますか？

- ①3歳児クラス以上のお子さん
- ②満3歳児のお子さんで市民税非課税世帯等

いいえ

はい

認定区分「ア」と「エ」

※2号／3号認定の認定決定通知書を園に提示することで、市型預かり保育を利用できます。

#### B 市型預かり保育以外のサービスを利用する

(2)の給付認定における保育の必要性を満たしますか？

はい

いいえ

認定区分「ア」

※教育時間部分以外は、無償化給付の対象外です。

以下のどちらかにあてはまりますか？

- ①3歳児クラス以上のお子さん
- ②満3歳児のお子さんで市民税非課税世帯等

いいえ

はい

認定区分「ア」と「エ」

※認可外保育施設、一時保育、横浜市子育てサポートシステムなどを併用して、無償化給付を受けることができる園は一部に限られます。詳しくは、P.18を確認してください。

※申請された認定区分にかかわらず、横浜市の審査の結果、保育の必要性の認定基準を満たさないときは、2号／3号認定ではなく、1号認定となる場合があります。

## 6 申請に必要な書類

認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことを確認の上、提出してください。  
書類に不明な点がある場合は、横浜市から電話等で内容を確認することがあります。

なお、提出した書類は返却できませんので、コピー等をもって保管することをおすすめします。

### (1) すべての方が必要な書類

必要な書類	注意点
<b>A</b> 給付認定申請書（兼認定内容確認票）	1号認定(ア)……表面のみ記入してください。 2号/3号認定(エ)……必ず両面記入してください。
<b>C</b> 利用施設等届出書	入園内定をもらっている園名を記入してください。
<b>D</b> マイナンバー記入用紙、本人確認書類	P.10を確認のうえ、用意してください。

### (2) 認定区分「エ」（2号/3号認定）を希望する方が必要な書類

保護者の状況		必要な書類	
就労	働いているとき (内定の場合を含む)	就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>必ず、裏面の「記入する際にご確認いただきたいこと(重要)」を確認してください。</li> <li>就労先が複数ある場合は、それぞれの就労先事業者等による証明が必要です。</li> <li>書類の内容について、横浜市から就労先事業者等に連絡する場合があります。</li> </ul>
出産	妊娠しているとき、 出産の準備や出産後の 休養が必要なとき	母子健康手帳のコピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>「表紙」と「分娩(出産)予定日が確認できるページ」のコピー</li> <li>※横浜市の母子手帳はP.4に分娩(出産)予定日欄があります。</li> </ul>
病気・けが	保護者が 病気・けがのとき	診断書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関が証明する保育が困難な状況、傷病名が記載されたもの</li> </ul>
障害	保護者に 障害があるとき	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市中で障害者手帳等の交付状況等を確認できない場合、障害者手帳等のコピーを提出していただく場合があります。</li> </ul>
介護・看護	病人や障害者、要介護者を介護しているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>病人の診断書または介護を受けている方の障害者手帳等※のコピー、介護保険被保険者証のコピー等</li> <li>タイムスケジュール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病人の疾病名、期間や要介護状態が分かるもの</li> <li>介護に従事していることが分かるタイムスケジュール</li> <li>※身体障害者手帳の場合 …手帳番号、本人欄、障害名・交付履歴等(記載がある場合)が確認できる部分のコピー</li> <li>愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳の場合 …手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー</li> </ul>
	通所(通学)の付添いをしているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>通園・通学証明書</li> <li>タイムスケジュール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所(通学)先の発行する証明書</li> <li>付添いのタイムスケジュール</li> </ul>
通学	保護者が学校に通っているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>在学証明書</li> <li>時間割の分かる資料※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※やむを得ず、時間割の分かる資料が提出できない場合はタイムスケジュールを提出してください。</li> </ul>
育児休業	育児休業中に預かり保育等の利用を継続するとき※必ず、「P.22<<注意>>」を確認してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業証明書</li> <li>在園証明書または契約書のコピー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>預かり保育等を利用していることが分かる在園証明書または契約書のコピーについては、利用期間・利用頻度等の分かるものを提出してください。</li> </ul>

\* 証明書等の提出がない場合は、求職中扱い(認定期間が3か月)となります。

\* 様式および記入例は、横浜市ウェブサイト(P.24)からダウンロードできます。

### (3) 申請児童や世帯の状況により必要となる書類

保護者が以下の状況にあてはまる場合は、該当する保護者について必要な書類を提出してください。(例えば、父母世帯で父母それぞれがあてはまる場合は、父母それぞれの証明書類が必要です。)

※ マイナンバー連携により、税情報が取得できなかった場合、住民税(非)課税証明書の提出を求められます。

※ 市民税が未申告の方は、副食費の免除の対象外となります。

状況	必要書類
令和3年中に 海外勤務期間がある方 ※令和5年4月～8月に認定開始となる方に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外収入申告書【令和4年9月～令和5年8月利用料・利用申請用】</li> <li>・令和3年中の海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類【1月～12月の12か月分】(会社からの給与支払証明書等)</li> <li>※ 国内での所得があった場合、その所得額や、社会保険料等各種控除額等の証明書類も提出してください。</li> </ul>
令和4年中に 海外勤務期間がある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外収入申告書【令和5年9月～令和6年8月利用料・利用申請用】</li> <li>・令和4年中の海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類【1月～12月の12か月分】(会社からの給与支払証明書等)</li> <li>※ 国内での所得があった場合、その所得額や、社会保険料等各種控除額等の証明書類も提出してください。</li> </ul>
申請児童のきょうだい児が幼稚園・認可保育所等以外の施設・事業を利用している方	<p>申請児童のきょうだい児が下記施設・事業を利用している場合、ご提出ください。</p> <p>横浜保育室、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きょうだい児多子軽減届出書(裏:在籍等証明書)</li> <li>※ 私学助成園等を利用中で、利用施設等届出書を提出していないお子さんも、きょうだい児多子軽減届出書及び在籍等証明書の提出が必要です。</li> </ul>

#### 《注意》

申請内容に虚偽(提出書類の偽造・改ざん等を含む)があった場合は、給付認定を取り消すことがあります。

また、事業所名が記名されている就労証明書等を無断で作成し、または改変を行うなど、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられます。

なお、就労証明書等の記載事項について就労先事業者等に問い合わせる場合がございますので、ご了承ください。



## 7 令和5年度 横浜市給付認定及び利用調整に関する基準（抜粋編集）

### I 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定は、保護者のいずれもが次の「保育の必要性の認定基準」のいずれかに該当することにより、決定します。

保育の必要性の認定基準	保育の必要性の事由の定義
1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。	(1) 保護者が居宅外で原則として月 64 時間以上労働することを常態とするものであって、次のものを含む。 ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。 イ 勤務先が決定又は内定しているもの。 (利用開始後、1 か月以内に就労するもの。) (2) 保護者が居宅内で原則として月 64 時間以上事業の営業者又は事業専従者として労働することを常態とするもの。 (内職従事者を含む。)
2 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	(1) 保護者が妊娠中であるもの。 (2) 保護者が出産又は出産予定日の後 8 週間の期間にあるもの。 (3) 出産は妊娠 85 日以上分娩とし、死産及び流産を含むものとする。
3 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	(1) 保護者の治療又は療養の期間が原則として 1 か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、自宅療養者については原則として通院加療中で、児童の保育が必要であるもの。 (2) 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1 級から 4 級に判定されたもの。 (4) 保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 保護者が (2) ~ (4) の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育が必要であると判断されるもの。
4 保護者が、同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。	(1) 親族が治療等に原則として 1 か月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。 (2) 親族が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 親族が身体障害者手帳の交付を受け 1 級から 3 級に判定されたもの。 (4) 親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 親族が (2) ~ (4) の判定がないものであっても、障害の程度によって常時介護を要すると認められるもの。 (6) 常時介護とは、病院等で原則として月 64 時間以上看護に従事することをいう。又は自宅において病臥の状態にあるものを看護するもの、親族に身体障害者等がいてその介護に従事するものをいう。 なお、病院、特別学校及び障害児(者)施設等に通院、通学、訓練等のため原則として月 64 時間以上付添をしているものを含む。

5 保護者が、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	(1) 保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。
6 保護者が、求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。	(1) 保護者が求職活動(起業準備を含む)をすることを常態としているもの。 ただし、3か月の範囲内で求職活動に必要と認められる妥当な期間を定めることとする。
7 保護者が、就学することを常態とすること。	(1) 保護者が原則として月64時間以上就学することを常態とするものであって、次のいずれかに該当すること。 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。 イ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けているもの。
8 保護者が児童虐待を行っている又は配偶者からの暴力を受けていると認められること。	(1) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるもの。 (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められるもの。(1)に該当する場合を除く。
9 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども子育て支援施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。	(1) 保護者の育児休業開始日において、児童が、次年度に就学を控えているもの。(いわゆる年長組) (2) 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。
10 保護者が、前各号に類するものと認める状態にあること。	(1) 別居の親族を常時介護又は看護しているもの。 (2) ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断したもの。 (3) 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが地域型保育事業、認可乳児保育所又は横浜保育室の卒園児であり、進級時に特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められるもの。 (4) その他児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したもの。

## 8 利用者負担額等について

施設型給付の幼稚園・認定こども園を利用する1号認定（満3歳児～5歳児クラス）のお子さんの利用料は無料です。なお、実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費※、行事費など）や園独自で教育・保育の質向上として定める特定負担額などは、無償化給付の対象とならず、保護者負担となります。詳細は園へお問い合わせください。

※ 食材料費のうち、副食費（おかず・おやつ代等）については、年収360万円未満相当世帯（市民税所得割額77,100円以下の世帯）のお子さんと、きょうだい区分第3子のお子さんは実費負担が免除となります。

### (1) 副食費の免除対象の決定方法

副食費の免除対象※は、給付認定保護者とその配偶者の市民税所得割額、きょうだい区分によって決定します。

※ 副食費の免除対象

生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割額77,100円以下の世帯、きょうだい区分第3子のお子さん

#### 注意事項

- ・ 海外に居住しており市民税情報がない方は、海外勤務期間中の所得額等を、市民税所得割相当額として算定し副食費免除の対象を判定します。また、市民税情報がある場合でも、国外収入がある場合は、国内外の収入を合算のうえ副食費免除の対象を判定します。
- ・ 市民税が未申告の方や、確認するための書類の提出がない場合、判定ができないため、副食費は免除しません。
- ・ 預かり保育における無償化給付の対象となる利用料と支給限度額については、P.15「9 預かり保育について」、またはP.18「11 市型以外の預かり保育の無償化給付費について」を確認してください。

#### 算定期間と対応する市民税所得割額

令和5年								令和6年			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「令和4年度」市民税所得割額 (令和3年1月1日～12月31日までの所得)					「令和5年度」市民税所得割額 (令和4年1月1日～12月31日までの所得)						

## (2) 判定に用いる「市民税所得割額」

ア 税額控除のうち住宅借入金等特別控除等<sup>※</sup>の適用を受ける前の「市民税所得割額」を、副食費免除の対象判定に用います。そのため、市民税額としての所得割額と、副食費免除の対象判定に用いる所得割額が異なる場合があります。

※ 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除および配当控除

イ 父母（ひとり親世帯の場合、父または母）の市民税（所得割額、均等割額）が非課税の世帯は、同居の扶養義務者（祖父母等）がいる場合、算定に加えることがあります。

### 判定に用いる市民税額の計算式

（合計所得金額（総所得金額等）－所得控除）×市民税率6%<sup>※</sup>－調整控除額－所得割の調整措置の額

※ 平成30年度より政令指定都市の市民税率が6%から8%に変更となりましたが、従来の税率（6%）を用いて計算します（政令指定都市で独自減税により市民税率が6%でなかった自治体についても変更前の従来の税率により計算します）。

## (3) きょうだいがいる場合の副食費の免除（きょうだい区分/多子軽減）

要件を満たすきょうだいの人数に応じて「きょうだい区分」を決定します。

3歳児～5歳児クラスの子どもについて、きょうだい区分が「第3子」の場合は副食費を免除します。

### 【要件を満たすきょうだいについて】

小学校1年～3年生と、以下の【特定の施設・事業】を利用している小学校就学前のきょうだい対象です。対象となるきょうだいを、年齢が上の子どもから順に数え、きょうだい区分<sup>※</sup>を決定します。

※ 実際のきょうだいの数と異なる場合があります（例：小学4年生のきょうだいは数えません）。

※ きょうだい区分は「第1子～第3子」となり、対象のきょうだいが3人以上の場合は「第3子」になります。

特定の施設・事業	届出書の提出 <sup>※1</sup>
幼稚園 <sup>※2</sup> 、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業	不要
横浜保育室、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業	必要

※1 施設・事業の種別により「きょうだい児多子軽減届出書（裏：在籍等証明書）」の届出書が必要です。また、きょうだいが保育所等以外の多子軽減の対象施設・事業を利用する（利用をやめる）、転出（転入）する等、状況に変更がある場合にも、届出等が必要です。

※2 1号認定を取得しているお子さん（満3歳以上）が対象です。私学助成の幼稚園を利用中で「利用施設等届出書」を提出していないおさんは、「きょうだい児多子軽減届出書（裏：在籍等証明書）」の提出が必要です。

## (4) 副食費の支払方法

利用する園により支払先、支払方法が異なりますので、各園に問い合わせてください。

## (5) 生活保護世帯に対する補足給付事業について

副食費以外の遠足代や制服代等、別途実費相当分については保護者が負担しますが、その費用のうちの一部を市が負担します。

園が費用を徴収する際に本来徴収すべき額から、市が負担する額を差し引いた額を保護者に負担していただきます。園によって費用のかかるものが異なりますので、詳しくは利用する園に相談してください。

## 9 預かり保育について

幼稚園・認定こども園の中には、教育時間の前後に在園児を対象に教育活動を行う「預かり保育」を実施している園があります。急な用事や、保護者の就労等の理由により利用することができます。各園により「預かり保育」の実施状況は異なるため、利用方法や料金等は直接各園にお問い合わせください。

### 【預かり保育の類型と幼児教育・保育の無償化】

#### (1) 市型預かり保育

横浜市が認定した幼稚園・認定こども園では、開園日及び夏休み等の長期休業期間中に長時間の預かり保育を実施しています。施設等利用給付認定の2号／3号認定を受けた場合と、P.16の利用要件に該当する場合に利用することができます<sup>※1</sup>。利用者負担額は0円です<sup>※2</sup>。(保護者に代わり、園が市から無償化給付費を受け取ります。)

※1 新規利用を開始する際に、保育者の確保が難しいため、保育の安全性の観点から利用を待っていただく場合があります。利用する場合は、早めに園へ相談してください。

※2 満3歳児で市民税「課税」世帯のお子さんは、無償化給付対象外のため、別途利用料が発生します。

#### (2) 市型以外の預かり保育

市型預かり保育を実施していない場合や、市型預かり保育を実施していてもP.16の利用要件に該当しない場合は、市型以外の預かり保育等を利用できる場合があります。利用にあたっては事前に園にお問い合わせください。

なお、施設等利用給付認定2号／3号認定を受けた方が市型以外の預かり保育を利用した場合は、利用料が無償化給付の対象となります。(無償化給付費の受け取りには、別途請求が必要です。P.18を確認してください。)

	市型預かり保育 P.16・17	市型以外の預かり保育 P.18
利用できる方	施設等利用給付認定2号／3号認定を受けた方（保育の必要性の認定事由が育児休業中の利用継続の場合を除く） または 市型預かり保育の利用要件に該当する方	原則 在園児 ※各園の実施状況により異なります
無償化の対象	原則 対象	施設等利用給付認定2号／3号認定を受けた方
利用料	0円 ※ <u>満3歳児のお子さんで課税世帯の場合のみ、別途利用料が発生します。</u> <u>(月額上限 9,000円)</u>	園が定めた利用料 ※ 施設等利用給付認定2号／3号認定を受けた方は、横浜市に請求をすることで、無償化給付を受けることができます。 (月額上限：450円×利用日数(最大11,300円))

#### ※現況届出書について

幼稚園の預かり保育を利用している方は、保育の必要性が継続していることを、毎年、横浜市に届け出る必要があります。書類の提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、預かり保育の利用ができなくなることがあります。現況届出書や就労証明書等、必要な書類を必ず提出してください。

詳細は令和5年4～6月ごろ、横浜市ウェブサイトにてお知らせします。

# 10 市型預かり保育(愛称「わくわく！はまタイム」)について

## (1) 事業の概要

市型預かり保育は、横浜市が定めた基準（実施日、時間、職員配置等）を満たす、横浜市内の幼稚園・認定こども園で実施しています。

市型預かり保育には、月～金曜日まで預かり保育を実施する「平日型」と、平日に加え土曜日も預かり保育を実施する「通常型」の2つのタイプがあります。

	平日型	通常型
開設日、時間	月～金 7:30～18:30*	月～金 7:30～18:30* 土 7:30～15:30
長期休業期間の実施	○ (夏休み期間中、最大5日間休園)	○
休園日	土曜、日曜、祝日、12/29～1/3 夏休み期間中、最大5日間休園	日曜、祝日、12/29～1/3

※ 一部の園では、18:30以降も延長して預かり保育を行っています。

市型預かり保育は、年齢により、無償化給付の対象範囲が異なります。また、利用にあたり、必要な手続きも異なります。

## (2) 利用要件

次の【表1】に該当するお子さんは市型預かり保育を利用することができます。

なお、保護者のいずれかの保育の必要性の認定事由が育児休業中の場合は利用できません。詳しくはP.22を確認してください。

【表1】

①②③で必要な手続きが異なります。P.17をご覧ください。

保護者の状況	3～5歳児	満3歳児	
		非課税	課税
月48時間以上、会社や自宅を問わず、働いているとき	※ 月64時間以上① 3～5歳児の月64時間未満 ② 満3歳児の月64時間未満 ③		
月48時間以上、病人や障害者、要介護者を介護しているとき			
月48時間以上、大学や職業訓練校などに通っているとき			
妊娠中の体調不良、出産の準備及び出産後の休養が必要なとき	①		③
病気・けがや障害のため保育が必要なとき			
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき			
仕事を探しているとき（求職中）			
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき			

※保護者のおひとりが②・③にあたり、もうひとりの方が①の場合は、②または③を参照してください。

- ・市型預かり保育は、「保育の必要性」がある場合に、ご利用いただく事業です。利用にあたっては、雇用の状況等の「保育の必要な時間帯」での利用となります。
- ・保育の安全性の観点から、保育者が確保できない場合には、利用をお待ちいただくこともありますので、新規利用の場合は、早めに園にご相談ください。

(3) 必要な手続き (①～③の区分については、(2)利用要件【表1】を参考にしてください。)

- ① 施設等利用給付認定2号または3号を受けてください。(申請に必要な書類はP. 8を参照してください。) 区役所子ども家庭支援課から送付された給付認定決定通知書を園に提示してください。
- ② 就労証明書等の利用要件を満たすことを証明する書類(原本)を園に提出してください。  
※横浜市への手続きは不要です。
- ③ 利用料通知書の写しと就労証明書等の利用要件を満たすことを証明する書類(原本)を園に提出してください。  
※横浜市への手続きは不要です。

(4) 利用料

- 3～5歳児及び満3歳児の市民税非課税世帯 : 幼児教育・保育の無償化により0円  
 満3歳児の市民税課税世帯 : 月額9,000円を上限に、市民税額に応じた料金  
 【表2】を確認してください。

【表2】市型預かり保育における満3歳児の利用料金表(月額)

単位:円

階層		きょうだい区分		
		第1子	第2子	第3子
A	生活保護世帯 市民税非課税世帯(上記以外の世帯) 市民税均等割のみ	0	0	0
B	市民税所得割課税額 1円以上～77,100円以下	0	0	0
C	市民税所得割課税額 77,101円以上～102,600円以下	600	0	0
D	市民税所得割課税額 102,601円以上～169,000円以下	2,200	100	0
E	市民税所得割課税額 169,001円以上～228,900円以下	3,900	100	0
F	市民税所得割課税額 228,901円以上～282,700円以下	5,600	1,500	0
G	市民税所得割課税額 282,701円以上～335,800円以下	7,300	2,800	0
H	市民税所得割課税額 335,801円以上	9,000	4,500	0

※教育課程に係る教育時間に要する保育料は含みません。

# 11 市型以外の預かり保育の無償化給付費について

施設等利用給付認定2号／3号認定を受けた方が、市型以外の預かり保育を利用した際の無償化給付費を請求する方法について説明します。

## (1) 無償化給付の上限額と給付額について

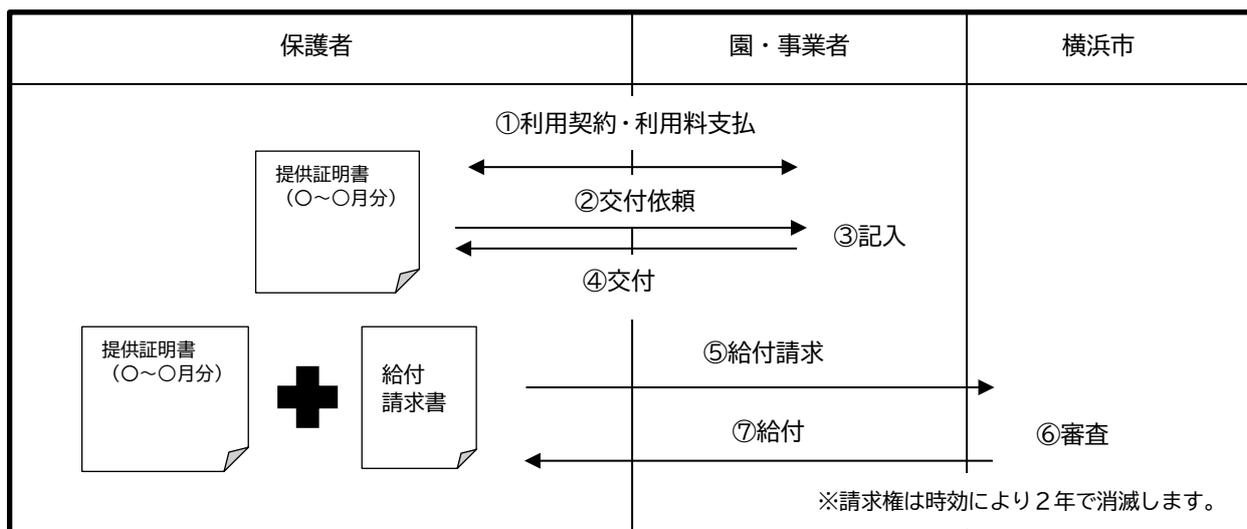
無償化給付を受給できるのは、施設等利用給付認定2号または3号を持つお子さんのみです。それぞれの上限額は下表のとおりです。

	3～5歳児（2号）	満3歳の非課税世帯等（3号）
上限額／月	11,300円	16,300円
給付額 ①、②のいずれか低い額を 上限額の範囲内で給付します。	①450円×預かり保育利用日数 ②施設に支払った無償化費用	①450円×預かり保育利用日数 ②施設に支払った無償化費用

※無償化対象外費用：日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費などの費用

## (2) 無償化給付費の請求手順について

利用料を園にお支払い後、「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」（以下、「提供証明書」という。）の保護者記入欄を記載し、園に施設記入欄の記載を依頼してください。園から交付された提供証明書に請求書を添付し、横浜市に提出すると、審査後に給付金が給付認定保護者名義の口座に振り込まれます。



⑤の請求の受付は四半期ごとに行います。(4-6月分：7月請求、7-9月分：10月請求、10-12月分：1月請求、1-3月分：4月請求) 申請の受付期限や様式等については、横浜市ウェブサイトに掲載する「施設等利用費の請求方法」等を必ず確認してください。

横浜市 施設等利用費の請求

検索



### ～幼稚園の預かり保育と認可外保育施設等を併用している方～

原則、教育時間外に利用した認可外保育施設等の利用料は無償化給付の対象外です。

ただし、一部の幼稚園※に在園しているお子さんの場合は、併用した認可外保育施設等の利用料も含めて無償化給付費の請求を行うことができます。この場合の給付上限額は預かり保育利用分と認可外保育施設等の利用分とを合わせて(1)の通りです。なお、これから通う予定の幼稚園が、併用した認可外保育施設等の利用料も含めて無償化給付の対象となるかについては、園にお問い合わせいただくか、横浜市ウェブサイトを確認してください(長期休業中など、園の事情により、預かり保育が利用できない場合であっても、園としての預かり保育事業の実施状況により、併用可否を判断します)。

※預かり保育を実施していない園や、一定基準(一日8時間かつ年間200日)未満の預かり保育を実施している園

## 12 こんなときは必ず申請してください

認定決定時以降に、給付認定に係る状況に変化があった場合は、給付認定変更などの申請・届出が必要です。下の表に定める書類を確認し、給付認定保護者が手続きしてください。

提出先		申請締切	
園のある区の 区役所こども家庭支援課		給付認定等の変更を必要とする開始月の前月まで	
主な変更の内容		提出書類	
		認定変更 申請書	その他必要な書類
横浜市外に転居する ※横浜市外に転居後も横浜市内の園の利用を継続したい場合は、園のある区の区役所こども家庭支援課に相談してください。		-	認定取消申請書
幼稚園・認定こども園を退園する		-	☐利用施設等届出書
きょうだい、多子軽減の対象である 施設・事業について	利用を始める	-	きょうだい児多子軽減届出書 (裏：在籍等証明書)
	利用をやめる	○	
横浜市内で転居した		○※	※給付認定保護者の変更を伴う場合は、認定変更申請書を用いて手続を行うことができません。給付認定保護者の変更を希望する場合は、P. 20の〈留意点〉をご覧ください。
世帯構成に変化があった (離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等)			
2号認定／3号認定のみ	仕事をやめた(求職中になった)		
	転職・就職・就労状況が変わった場合 (勤務時間、通勤時間、夜勤、単身赴任の有無が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった など)	○	就労証明書
	妊娠した(出産事由に変更したい場合)／産前産後休業(出産事由の認定期間(P. 6の※2))に入る	○	母子健康手帳のコピー 表紙と分娩(出産)予定日が確認できるページ ※横浜市の母子手帳はP. 4に分娩(出産)予定日欄があります。
	育児休業が終了し、仕事に復帰する	-	復職証明書 ※必ず復職後に記入し、復職後2週間以内に提出してください。
	当該児童以外について、育児休業を取得する ※必ず「P. 22〈注意〉」を確認してください。	○	・育児休業証明書 ・在園証明書または契約書のコピー
	当該児童以外について、取得中の育児休業期間を延長する	-	育児休業証明書
	市民税非課税世帯等ではなくなった (満3歳児クラスのみ)	-	認定取消申請書
その他家庭の状況に変化があった		○	変更内容がわかる資料
幼稚園利用途中に預かり保育を申請する		-	P. 8の新規申請時と同じ書類

### <留意点> 給付認定保護者(P. 5 参照)を変更する場合の手続きについて

給付認定保護者を変更する場合には、「認定変更申請書」ではなく、「給付認定保護者の変更に係る申請書」の提出が必要です。保護者の双方の同意が確認でき、世帯構成員の変更がない場合のみ申請が可能であり、保護者双方での窓口来庁による意思の確認のほか、委任状及び委任者の本人確認書類の提示が必要です。

また、世帯変更を伴うなどのご家庭の状況によっては、現在の給付認定保護者が作成した「認定取消申請書」および、新たに給付認定保護者となる方が作成した「給付認定申請書」での手続きが必要となる場合があります。どの手続きを行う必要があるかご不明な場合は、園のある区の区役所こども家庭支援課（P. 24）までお問い合わせください。

## 13 幼稚園・認定こども園の利用に関するQ&A

Q<sub>1</sub> 幼稚園・認定こども園（教育利用）を利用開始後、横浜市外へ転出する場合は、どのような手続が必要ですか？

横浜市から転出し、利用をやめる場合には、「C利用施設等届出書」および「認定取消申請書」を園のある区の区役所こども家庭支援課へ提出してください。横浜市外へ転出後も同じ園を利用する場合は、「認定取消申請書」を提出するとともに、園を利用し続ける旨を区へ伝えてください。転入した市区町村で新たに認定を受け、利用を続けることができます。

また、横浜市から交付された支給認定証（交付を受けていた場合に限る）を返還してください。

Q<sub>2</sub> 幼稚園と認可保育所を併願する場合、どのような手続が必要ですか？

P. 7のフローチャートに基づく幼稚園等の認定申請とは別に、保育所等の認定・利用申請を行う必要があります。

- ※ 保育所等の申請は、「令和5年度横浜市保育所等利用案内」をご確認の上、申請書類をお住まいの区の区役所こども家庭支援課に提出してください。
- ※ 就労証明書等の証明書類については、それぞれの申請について、原本を提出してください。
- ※ 同じ保護者を給付認定保護者として申請してください。

Q<sub>3</sub> 育児休業中に、預かり保育を利用する場合の利用料について、無償化給付を受けることはできますか？

在園児以外の子（第2子等）の育児休業中は、ご家庭での保育が可能ですので、保育の必要性が認められず、原則として2号／3号認定を受けることができません。ただし、保護者の健康状況や、児童福祉の観点等の事情を考慮したうえで、同じ園で預かり保育等を引き続き利用する場合は、2号／3号認定を受けることができます。詳しい認定要件等については、必ず、次ページの「**《注意》**育児休業中の預かり保育等の利用継続について」を確認してください。

Q<sub>4</sub> 幼稚園・認定こども園に在園し、教育利用をしているが、新たに預かり保育を利用し、無償化給付を受けたい場合は、どのような手続が必要ですか？

新たに預かり保育を利用し無償化給付を受けるためには、施設等利用給付認定2号／3号認定を受ける必要があります。以下の書類を園のある区の区役所こども家庭支援課へ提出してください。

- ・A給付認定申請書 ※認定区分は「エ」に✓をつけてください。
  - ・C利用施設等届出書
  - ・保育を必要とすることを証明する書類（P. 8を確認してください。）
- ※ 保育の必要性の認定基準を満たさないが、市型預かり保育を利用する場合は、上記書類の区役所への提出は不要です。手続きについて、P. 17を確認してください。
- ※ 預かり保育の利用については、必ずP. 15～18を確認してください。

Q5

横浜市外の幼稚園・認定こども園（教育利用）に入園内定後、認定申請をしたいのですが、どのような手続きが必要ですか？

利用を希望する市外の幼稚園・認定こども園（教育利用）に願書を提出し、入園が内定したら、横浜市の「**A**給付認定申請書」及び「**C**利用施設等届出書」を、入園内定を得た園に提出してください。横浜市から給付認定決定通知書を交付しますので、その後、園と契約を結んでください。

Q6

就労認定の条件について、1週の就労時間をひと月に換算する必要がある場合の計算方法はどのようにしますか？

1週の就労時間×4.3となります。

（例）1週の就労時間が15時間の場合、ひと月の就労時間は、64.5（15×4.3）時間となります。

#### ≪注意≫ 育児休業中の預かり保育等の利用継続について

在園児以外の子（第2子等）の育児休業中は、ご家庭での保育が可能ですので、保育の必要性が認められず、原則として、2号／3号認定を受けることができません。ただし、①の要件をすべて満たし、同じ園で預かり保育等を引き続き利用する場合や、地域型保育事業等を利用する児童が卒園後も育児休業中の利用継続を希望する場合には、2号／3号認定を受けることができます。

#### ① 育児休業中の利用継続認定の要件

- 1 育児休業に入る前から預かり保育等を利用していること。
- 2 預かり保育の契約上の利用頻度が継続して週4日以上であること。

#### ② 利用継続できる期間

育児休業が終了する日が属する月の末日まで

#### ③ 注意事項

育児休業中は、市型預かり保育を利用することはできませんが、市型以外の預かり保育を利用できる場合があります。育児休業中も預かり保育等を利用したい場合は、必ず、事前に園に確認していただき、P.18に沿って無償化給付費の請求をしてください。

# Memo

# 14 お問合せ先



書類の書き方、無償化については、専用ダイヤルへ

## 専用ダイヤル

電話：045-840-6064 FAX：045-840-1132

開設日時：午前8時から午後8時まで、12月29日～1月3日を除く毎日

その他のお問合せは、各区役所こども家庭支援課へ

【電話受付時間：月～金（祝日除く）午前8時45分から午後5時15分まで】

※ 区役所窓口開庁時間は午前8時45分から午後5時00分までです。

区	電話	FAX	区	電話	FAX
鶴見	510-1816	510-1887	金沢	788-7795	788-7794
神奈川	411-7157	321-8820	港北	540-2280	540-2426
西	320-8472	322-9875	緑	930-2331	930-2435
中	224-8172	224-8159	青葉	978-2428	978-2422
南	341-1149	341-1145	都筑	948-2463	948-2309
港南	847-8498	842-0813	戸塚	866-8467	866-8473
保土ヶ谷	334-6397	333-6309	栄	894-8463	894-8406
旭	954-6173	951-4683	泉	800-2413	800-2513
磯子	750-2435	750-2540	瀬谷	367-5782	367-2943

## 利用案内・様式のダウンロードなど

《横浜市ウェブサイト》

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/yochien/yochiriyou/>

